

障第277号
令和8年5月12日

各指定児童発達支援センター運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各市町村障がい福祉担当課長
(指定管理等により運営している施設設置者)
(岐阜市所管の事業所等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の
一括登録（まとめ登録）について（依頼）

日頃から、本県の障がい福祉政策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

標記について、令和8年12月25日に予定されているこども性暴力防止法の施行に伴い、
犯罪事実確認等の措置が義務化される学校設置者等においては、現在こども家庭庁におい
て開発中のシステムに事業者情報を登録する必要があります。

ついでには、こども家庭庁支援局から別添のとおり依頼がありましたので、下記のとおり
事業者情報を提出してください。

なお、当該一括登録の手続において必要となるGビズIDについては、メール及びホー
ムページにて、本年4月中の取得を依頼しております。**GビズID未取得の事業者におか
れましては、早急な対応をお願いします。**

記

1 対象事業所

指定障害児入所施設、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）、指定
放課後等デイサービス事業所、指定居宅訪問型児童発達支援事業所、指定保育所等訪問
支援事業所（※指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所は、共生
型を含む）

2 提出書類

「210005_岐阜県_事業所名」（エクセルファイル）

※「5 提出方法」に記載のオンライン回答システムからダウンロードしてください。

※提出時のファイル名は、次の表記としてください。

210005_岐阜県_事業所名 (例：210005_岐阜県_児童発達支援事業所ぎふ) 変更しないでください <u>施設・事業所名を正確に入力してください</u>

3 入力方法

別添「こども性暴力防止関連システム事業者アカウントまとめ登録マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を参照の上、入力してください。

なお、施設・事業所ごとに上記2のエクセルファイルを作成してください（一法人で複数施設・事業所を運営する場合、施設・事業所の数に応じてエクセルファイルの提出が必要です。）。

4 提出期限

令和8年6月30日（火）【厳守】

※提出期限に遅れ、こども家庭庁運用のシステムへのアカウント登録が間に合わないまま施行日以降に新たな従業者を雇い入れ、犯罪事実確認をせずに、こどもに接する業務に従事させた場合は、法律違反状態になります。

5 提出方法

以下のオンライン回答システムから、上記2のエクセルファイルをアップロードしてください。

※事業所指定を受けている事業所番号ごとにご回答ください。

※各施設・事業所のご担当者様において回答する場合は、事業者情報、GビズID等の入力項目について、すべての施設・事業所の入力内容が統一されるよう、貴法人から各施設・事業所等へご案内・ご確認願います。

<オンライン回答システム>

<https://logoform.jp/form/T8mB/1565923>

6 留意事項

- (1) 休止中・廃止予定の施設・事業所についても、令和8年12月25日時点で存続している場合は、登録の対象となります。
- (2) 新規施設・事業所について、上記4の期日までに提出が間に合わない場合は、準備が整い次第速やかに、上記5のオンライン回答システムから事業者情報を提出してください。
- (3) 事業者情報の提出後、GビズID又は法人番号に変更が生じた場合は、こども家庭庁の専用メールアドレス (matome2026@cfa.go.jp) あてに事業者情報の変更を行う旨連絡してください。こども家庭庁から提出先（オンラインファイル共有サービス）の

案内がありますので、別紙「事業者情報変更届」に変更内容を記入し、提出してください。

※上記以外の事業者情報の項目に変更が生じた場合は、システムにログインできるようになった後、システム上で変更する運用となります。

(4) アカウトの一括登録や今後のシステム運用等については、マニュアルに詳細が記載されていますので、参考としてください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 田	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		